

令和5年第5回若狭町議会定例会会議録（第3号）

令和5年9月20日若狭町議会第5回定例会は、若狭町議事堂で開会された。

1. 出席議員（13名）

1 番	谷 川 暢 一 君	2 番	川 島 富士夫 君
3 番	西 村 毅 君	4 番	倉 谷 明 君
5 番	増 井 文 雄 君	6 番	藤 田 正 美 君
8 番	熊 谷 勘 信 君	9 番	島 津 秀 樹 君
10 番	辻 岡 正 和 君	11 番	坂 本 豊 君
12 番	今 井 富 雄 君	13 番	北 原 武 道 君
14 番	松 本 孝 雄 君		

2. 欠席議員

な し

3. 欠 員（1名）

4. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長 松 宮 登志次 書 記 堀 田 美名子

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	渡 辺 英 朗	副 町 長	二本松 正 広
教 育 長	松 宮 毅	会 計 管 理 者	三 宅 宗 左
総 務 課 長	岡 本 隆 司	総合政策課長	岸 本 晃 浩
観光商工課長	佐 野 明 子	税務住民課長	中 西 みや子
環境安全課長	中 村 辰 也	福 祉 課 長	山 口 勉
子育て支援課長	旭 明 男	健康医療課長	池 田 和 哉
建 設 課 長	竹 内 正	上下水道課長	飛 永 浩 志
産業振興課長	中 村 和 幸	パレア文化課長	山 本 裕 之
歴史文化課長	木 下 忠 幸	教育委員会事務局長	宮 田 雅 秋

6. 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 認定第 1 号 令和4年度若狭町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の
認定について

日程第 3 認定第 2 号 令和4年度若狭町水道事業会計、若狭町工業用水道事業
会計及び若狭町国民健康保険上中診療所事業会計決算の

認定について

- 日程第 4 議案第 5 0 号 若狭町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第 5 1 号 令和 5 年度若狭町一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 6 議案第 5 2 号 令和 5 年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第 2
号）
- 日程第 7 議案第 5 3 号 令和 5 年度若狭町後期高齢者医療特別会計補正予算（第
1 号）
- 日程第 8 議案第 5 4 号 令和 5 年度若狭町直営診療所特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 9 議案第 5 5 号 令和 5 年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 0 議案第 5 6 号 令和 5 年度若狭町農業者労働災害共済事業特別会計補正
予算（第 1 号）
- 日程第 1 1 議案第 5 7 号 令和 5 年度若狭町営住宅等特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 2 議案第 5 8 号 令和 5 年度若狭町土地開発事業特別会計補正予算（第 1
号）
- 日程第 1 3 議案第 5 9 号 令和 5 年度若狭町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 4 議案第 6 0 号 令和 5 年度若狭町下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 5 議案第 6 1 号 町道路線の変更について
- 日程第 1 6 請願第 2 号 「健康保険証を持ってない人」をつくり出す健康保険証廃
止の中止を求める請願
- 日程第 1 7 議員派遣報告及び議員派遣について

(午前10時45分 開会)

○議長（辻岡正和君）

ただいまの出席議員数は13名です。

定足数に達しましたので、会議は成立しました。

これより、本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これより、日程に従い議事に入ります。

～日程第1 会議録署名議員の指名について～

○議長（辻岡正和君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、3番、西村 毅君、4番、倉谷 明君を指名します。

～日程第2 認定第1号・日程第3 認定第2号～

○議長（辻岡正和君）

次に、日程第2、認定第1号「令和4年度若狭町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」及び日程第3、認定第2号「令和4年度若狭町水道事業会計、若狭町工業用水道事業会計及び若狭町国民健康保険上中診療所事業会計決算の認定について」の2議案を一括議題とします。

認定第1号及び認定第2号は、去る8月29日に予算決算常任委員会に審査を付託し、その審査報告書が提出されました。

委員長より審査報告を求めます。

まず、予算決算常任委員長、増井文雄君。

○予算決算常任委員会委員長（増井文雄君）

予算決算常任委員会の審査報告をいたします。

去る8月29日、令和5年第5回若狭町議会定例会において、本委員会に審査を付託されました議案は、認定第1号「令和4年度若狭町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第2号「令和4年度若狭町水道事業会計、若狭町工業用水道事業会計及び若狭町国民健康保険上中診療所事業会計決算の認定について」の2議案であります。

議案審査のため、8月30日、31日の午前9時より、委員全員出席の下、議案説明者として、渡辺町長、二本松副町長、松宮教育長、三宅会計管理者、岡本総務課長ほか関係課長の出席を求め、委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

まず、認定第1号「令和4年度若狭町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」であります。一般会計決算額の歳入総額は124億7,480万1,000円、このうち、自主財源の主なものは、町税18億9,587万3,000円で、歳入に占める構成比率は15.2%、寄付金3億3,940万9,000円で2.7%、繰入金3億8,511万3,000円で3.1%、繰越金9億7,924万8,000円で7.8%、諸収入2億9,287万9,000円で2.3%であります。

依存財源の主なものは、地方交付税46億3,893万3,000円で37.2%、国庫支出金12億166万9,000円で9.6%、県支出金12億834万8,000円で9.7%、町債6億8,195万5,000円で5.5%となっており、自主財源と依存財源の構成比率は、自主財源が33.3%、依存財源が66.7%であります。

また、歳出総額は114億5,867万円、その内訳は、議会費9,622万6,000円、総務費28億3,805万9,000円、民生費23億3,942万3,000円、衛生費14億518万5,000円、労働費1,983万9,000円、農林水産業費8億1,979万4,000円、商工費4億7,030万円、土木費9億8,265万8,000円、消防費3億9,248万9,000円、教育費8億3,301万8,000円、公債費12億6,167万9,000円であります。

次に、令和4年度の財政収支状況は、歳入歳出差引額10億1,613万1,000円のうち、翌年度へ繰り越すべき財源5,763万9,000円を差し引いた実質収支は9億5,849万2,000円、また、実質単年度収支は4億9,233万円の黒字となりました。

また、特別会計及び一部事務組合の起債償還経費も考慮した実質公債費比率は14.2%、財政力指数が0.326、経常収支比率が88.8%であります。

次に、特別会計であります。国民健康保険特別会計をはじめとする10の特別会計の歳入総額は53億5,695万6,000円に対し、歳出総額は50億188万1,000円で、歳入歳出差引額は3億5,507万5,000円であります。

それでは、一般会計及び特別会計の審査の過程における主な質疑を申し上げます。

まず、総合政策課関連では、

問、公共交通推進事業のJRバス利用促進補助金とJR小浜線利用料助成の利用者の延べ人数は。

答、JRバス利用促進補助金は10月から3月まで40人に支援した。JR小浜線助成は、年間で普通乗車券が706件、定期券が569件、回数券が102件である。

次に、観光商工課関連では、

問、キャッシュレス決済推進事業で加盟店がキャンペーン前１１３店、キャンペーン後１５５店で４２店増となっている。当初の目標に達したのか。

答、キャッシュレス決済推進事業では、P a y P a y ポイントの付与を令和４年９月から実施し、消費応援キャンペーンのわかさ割の発行では、１０２店舗加盟であったが、その後のキャッシュレス決済推進事業で４２店舗の増となった。加盟の目標値を決めて取り組み、他市町と比べて推進が図られたと考える。

次に、建設課関連では、

問、町道１０号線の用地買収と立木補償の予定箇所は終わっているのか。

答、令和４年度実施の用地買収、立木補償は、今年度工事の国道から２００メートルまでの部分であり、それより先は地籍混乱を起こしており、現在、調査中である。

次に、産業振興課関連では、

問、有害鳥獣対策事業について、加工施設には町あるいは嶺南市町は関わっていないのか。

答、加工施設は若狭町が整備し、管理を委託している。機械整備など加工に係る経費のうち、機械代は補助金として支出している。

次に、福祉課関連では、

問、子ども医療費助成事業は高校生分で幾らになるか。

答、高校生への助成は令和４年１０月からで、３４５万８，７５１円である。

次に、子育て支援課関連では、

問、出産・子育て応援ギフト事業とあかちゃんスマイル事業で、子育て応援（出生時）の対象者は５９名、あかちゃんスマイル事業では出生７３名となっているが、この差は何か。

答、出産・子育て応援ギフト事業は国庫事業のため、３月までに支払った分の実績。あかちゃんスマイル事業については、令和４年度中に生まれた方である。

次に、パレア文化課関連では、

問、若狭町立図書館運営事業について、夏休みジュニア司書養成講座等の企画は窓口業務の委託先が行っているのか、パレア文化課なのか。また、ジュニア司書とは何か。

答、企画は町図書館司書が行っている。ジュニア司書とは子どもたちの読書推進のために県が独自に設けた制度である。要綱に基づき町が募集をかけ実施した。

次に、教育委員会関連では、

問、福井県日中友好協会負担金というのがあるが、この負担金はどういうものか。町が負担金を出さないといけない理由は何か。

答、福井県と中国浙江省が1990年に友好協力協定書を締結し、県内の各市町でも会員として組織を成し日中友好協会が設立されている。負担金については、国際交流の観点からと認識している。町の支出の在り方については確認させていただく。

以上が一般会計の審査の過程における主な質疑であります。

次に、特別会計における主な質疑であります、

国民健康保険特別会計では、

問、被保険者の減少について、療養給付費が去年より少なくなっている。給付費の減少は、患者が少なくなったのか、保険を掛けている人が少なくなったのか。

答、被保険者数については、令和4年4月は3,027人で、令和5年4月には2,869人と減っている。被保険者数と全体の医療費も減っている認識である。

次に、介護保険特別会計では、

問、介護保険等の給付費は、国保連合会からの請求により支払っていると思うが、過誤請求などがあった場合はどのように精算しているのか。

答、サービス利用の適正性は国保連合会で全て審査をしており、町は審査に関わっていない。国保連合会で過誤請求分を精算している。

次に、町営住宅等特別会計では、

問、町営住宅使用料の未納者の状況と対策はどのようにされているのか。

答、現年度分2名、過年度分2名、重複は1名である。担当者が納付相談し、納付計画を立てている。毎月、収納状況を確認し、連絡を取り、収納に努めている。

次に、公共下水道事業特別会計では、

問、歳出の中で不用額が多い理由は何か。

答、令和3年の料金改定、また物価高騰で令和4年度の予算は余裕を持って計上した。不用額は公共下水道事業の純利益となる。この決算をもって特別会計を閉鎖、4月1日から公営企業化しており、当初予算で説明したとおり、既に赤字となっているため、「料金が余っている、高いとは言えない」と考える。

全ての審査を終了し、認定第1号「令和4年度若狭町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」の討論に入りました。

討論では、反対討論、マイナンバーカード交付促進事業で普及目的に商品券を配布したが、普及方法として、丁寧に説明するなどほかに方法があると思う。予算案にも反対討論をしたが、その後、執行されている。

よって、一般会計決算については不承認とする。

討論を終結し、採決の結果、委員多数の賛成をもって認定すべきものと決しました。

次に、認定第2号「令和4年度若狭町水道事業会計、若狭町工業用水道事業会計及び若狭町国民健康保険上中診療所事業会計決算の認定について」であります。令和4年度若狭町水道事業会計決算では、収益的収入が3億8,908万3,000円、収益的支出が3億4,787万3,000円で、差引当年度純利益は4,121万円です。

令和4年度若狭町工業用水道事業会計決算では、収益的収入が2,602万4,000円、収益的支出が3,266万1,000円で、差引当年度純利益は663万7,000円の損失です。

令和4年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計決算では、収益的収入が4億6,609万円、収益的支出が4億6,699万1,000円で、差引当年度純利益は90万1,000円の損失です。

審査の過程における質疑はなく、全ての審査を終了し、認定第2号「令和4年度若狭町水道事業会計、若狭町工業用水道事業会計及び若狭町国民健康保険上中診療所事業会計決算の認定について」の討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって認定すべきものと決しました。

以上、本委員会の審査の過程と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（辻岡正和君）

委員長報告が終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、認定第1号「令和4年度若狭町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」に対する討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

13番、北原武道君。

○13番（北原武道君）

私は、昨年の12月議会一般会計補正予算案（第6号）に反対をいたしました。

これは年度末までにマイナンバーカードを所持している町民にだけ5,000円の商品券を配る、そのための予算案でありました。そもそもマイナンバーカードの所持は任意であります。個人の自由意思に基づくものであります。

一方、商品券ではありますが、原資は公金です。個人の自由意思を差別して、町民個人にいわば公金を支給する、このようなことを行政が行うべきではありません。残念ながら、この予算は執行されてしまいました。

よって、私は、一般会計の歳入歳出決算を全面的に認めることはできません。本認定案に反対であります。ありがとうございました。

○議長（辻岡正和君）

次に、原案に賛成者の討論はありませんか。

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第1号「令和4年度若狭町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」、本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（辻岡正和君）

起立多数です。したがって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

これより、認定第2号「令和4年度若狭町水道事業会計、若狭町工業用水道事業会計及び若狭町国民健康保険上中診療所事業会計決算の認定について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第2号「令和4年度若狭町水道事業会計、若狭町工業用水道事業会計及び若狭町国民健康保険上中診療所事業会計決算の認定について」、本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（辻岡正和君）

起立全員です。したがって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、日程第4、議案第50号「若狭町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」から日程第16、請願第2号「健康保険証を持ってない人」をつくり出す健康保険証廃止の中止を求める請願」までの13議案を一括議題とします。

この議案については、去る8月29日にそれぞれの常任委員会に審査を付託したものであります。

その審査報告書が提出されました。

各常任委員長から審査報告を求めます。

教育厚生常任委員会委員長、西村 毅君。

○教育厚生常任委員長（西村 毅君）

それでは、教育厚生常任委員会の審査報告をいたします。

去る8月29日、令和5年第5回若狭町議会定例会において、教育厚生常任委員会に審査を付託されました案件は、議案1件、請願1件であります。

議案審査のため、9月7日午前9時より委員全員出席の下、議案説明者として、渡辺町長、二本松副町長、松宮教育長、岡本総務課長ほか関係課長の出席を求め、委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

その主な内容を報告いたします。

まず、議案第50号、若狭町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてであります。本案は、国の放課後児童健全育成事業実施要綱の改正に伴い、今回、条例の改正を行うものです。

それでは、議案の審査過程における主な質疑及び審査結果を申し上げます。

問、改正が「令和5年4月1日から適用」となっているが、今、出てきているのはなぜか。答、国の改正があったのが令和5年4月12日付。

この措置については、令和2年度から対象となる支援員を配置できたので、令和3年度から条例の改正はしていなかったが、今回、経過措置の期間が「当分の間」に改正されたので、国の要綱に合わせた。

問、改正せずにそのままという自治体もあるのか。

答、町の例規と国の要綱を見比べた上で、現状、条例改正の必要がない場合は改正をしない場合もある。

問、「当分の間」という言葉が使われているが、目的を達成するために努力行為をし、実を結ぶまでの間と捉えればよいのか。

答、今まで、毎年、期間が1年ずつ延長される形であったものが「当分の間」と改正されるので、無期限化されることになる。ただし、従事してから2年以内に当該研修を受け、終了することが必要で、基本的には約1年間、実務経験をした上で資格を得る研修を受けることになる。

問、支援員が不足し、賄えないことが考えられ、この措置を取るということか。

答、資格を持った指導員がずっと従事していただけるかは分からず、若い方に資格を取っていただき、そういったことに対応するため、条例改正をする。

問、「当分の間」と日本全国で使われているのか。

答、嶺南などの自治体全てではないが、いずれ「当分の間」と統一されていくと考えている。

問、附則が「令和5年4月1日から適用する」となっているが、遡らず「公布日から適用する」としたのでは不具合があるのか。

答、要綱に準じた形にしている。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

次に、請願ですが、紹介者である北原議員から趣旨説明を聞き、意見聴取、質疑を行い、審査いたしました。

請願第2号「「健康保険証を持てない人」をつくり出す健康保険証廃止の中止を求める請願」については、国に対して健康保険証の廃止、マイナンバーカードへの一体化の中止を求める内容のものです。

審査の過程における主な質疑では、

問、保険料を払っていても診療を受けられない人が出てくるとはどういうことか。

答、一体化してしまうとマイナンバーカードを持てない。使えないという人は健康保険証がないのと同じで、事実上、診療を受けられない。

質疑を終結し、討論では、反対討論、現状、このことに対するカバーができており、SDGsの観点に基づき、誰1人取り残さないという施策が取られるはずであるため、本請願については反対する。

賛成討論、マイナンバーカードは任意だが、どうしても持ってもらいたいという政府の強い意向が原因でトラブルが起きている。資格証明書を使いなさいという形にすると、問題はおそらく拡大する。踏みとどまって考えたほうがよいと考え、本請願に賛成する。

反対討論、今、与党の中でも議論されている最中であって、請願時点から状況が変わってきている。国で検討されている段階であり、どう対処するのか見守る状況、時期で

あり、本請願には反対する。

反対討論、そもそもマイナンバーカードにすることというのは、患者の情報を得ることができるというメリットがあった。今、マイナンバーカードの手續上、いろいろ問題が出てきて、与党内でも来年秋の健康保険証廃止は少し延期するという話も出てきている。もう少し検討の余地があるため、本請願には反対する。

討論を終結し、採決の結果、賛成少数により不採択すべきものと決しました。

以上、教育厚生常任委員会に付託、審議依頼された議案及び請願の審査結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（辻岡正和君）

次に、総務産業建設常任委員会委員長、倉谷 明君。

○総務産業建設常任委員会委員長（倉谷 明君）

総務産業建設常任委員会の審査報告をいたします。

去る8月29日、令和5年第5回若狭町議会定例会において、総務産業建設常任委員会に審査を付託されました案件は、議案1件であります。

議案審査のため、9月8日午前9時より委員全員の出席の下、議案説明者として、渡辺町長、二本松副町長、三宅会計管理者、岡本総務課長ほか、関係課長の出席を求め、委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

その主な内容を報告いたします。

案件の議案第61号「町道路線の変更について」であります。武生地係における町道4505号線の終点変更によるものであります。

説明の後、質疑応答の主な内容では、

問、今回の町道路線の変更は、土地改良区で行っている多面的機能支払交付金の長寿命化事業により、町道の舗装を可能とする対策として捉えたものだと思う。多面的機能支払交付金事業の施策はどうなっているのか。

答、多面的機能支払交付金の長寿命化事業で舗装を行う場合は、町道から外す必要がある。

なお、町道路線の認定、廃止、変更は、それぞれの要件、基準に基づき判断するものであり、今回の武生の町道については、その中で一部廃止、変更の判断をした。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

以上、総務産業建設常任委員会に付託、審議依頼された議案の審査結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（辻岡正和君）

次に、予算決算常任委員会委員長、増井文雄君。

○予算決算常任委員会委員長（増井文雄君）

それでは、予算決算常任委員会の審査報告をいたします。

去る８月２９日、令和５年第５回若狭町議会定例会において、本委員会に審査を付託されました議案は、議案第５１号「令和５年度若狭町一般会計補正予算（第３号）」から議案第６０号「令和５年度若狭町下水道事業会計補正予算（第１号）」までの計１０議案であります。

これら１０件の議案審査のため、９月１１日、委員全員出席の下、議案説明者として、渡辺町長、二本松副町長、松宮教育長、三宅会計管理者、岡本総務課長ほか関係課長の出席を求め、委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

まず、議案第５１号「令和５年度若狭町一般会計補正予算（第３号）」は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ７億３，６６８万６，０００円を追加し、予算総額を１２５億３，４６１万６，０００円とするもので、歳入の主なものは、国庫支出金２，３４３万８，０００円の増額、県支出金５４３万８，０００円の増額、繰入金１，０５７万２，０００円の増額、繰越金６億８，１２８万４，０００円の増額などであります。

次に、歳出の主なものについて申し上げます。

総務費では、次世代定住促進事業３９０万円の増額、財政調整基金費４億８，０００万円の増額など、合わせて５億１，３２２万４，０００円を計上。

民生費では、障害福祉施設等物価高騰対策支援事業１４４万３，０００円の増額、高齢者福祉施設等物価高騰対策支援事業６５３万８，０００円の増額、子育て応援事業９１万円の増額など、合わせて１，５２３万７，０００円を計上。

衛生費では、高齢者予防接種事業７３０万円の増額、一般廃棄物処理事業１１８万８，０００円の増額など、合わせて２，１６１万９，０００円を計上。

農林水産業費では、土地改良事業５５１万４，０００円の増額、農業用電力価格高騰支援事業１２５万円の増額など、合わせて８１６万４，０００円を計上。

商工費では、ふるさと納税返礼品魅力アップ事業４３２万８，０００円の増額、稼ぐ観光地づくり推進事業７３万４，０００円の増額など、合わせて７５８万６，０００円を計上。

土木費では、除雪対策事業７，３３７万９，０００円の増額、道路維持修繕事業３，５４０万円の増額など、合わせて３，０４５万５，０００円を計上。

教育費では、中学校教育振興事業１１７万５，０００円の増額、三方プール管理事業

4, 282万7, 000円の増額、体育館管理事業9, 166万5, 000円の増額など、合わせて1億3, 936万1, 000円を計上。

以上が一般会計補正予算の概要であります。

それでは、一般会計補正予算審査の過程における主な質疑を申し上げます。

総合政策課関連では、

問、次世代定住促進事業の新婚新生活支援事業の見込み数及び算定方法はどうか。

答、当初予算同様、要件の県主催の共家事講座受講者は、対象となる婚姻届出数の5割程度と見込んでいる。

観光商工課関連では、

問、観光宣伝事業の学生合宿促進事業補助金はどのような利用者があったのか。また新規利用者は増えているのか。

答、対象者は県外の中・高校生並びに大学生である。これまでの実績は90人、申請を受けている。県も県外者の合宿に力を入れており、新規誘客を今後も推進していく。

建設課関連では、

問、道路改築事業の町道1503号線の橋梁下部工事は1年延期になったが、来年はできるのか。地域住民へも説明をお願いします。

答、来年の財源確保に向け、県、国交省とも協議している。区への説明もさせていただく。

子育て支援課関連では、

問、子育て応援事業の福井県「ふく育」について、デジタル地域通貨の対象者の基準日はいつか。

答、対象世帯の基準日は令和5年9月1日である。また妊娠されている方も対象である。

教育委員会関連では、

問、三方プール解体工事及び三方勤労者体育館解体工事において、工事施工監理委託をする理由は何か。

答、解体工事ではあるが、アスベスト除去に係る工事となるため、安全な工事監理をしていくためである。

以上、議案第51号「令和5年度若狭町一般会計補正予算（第3号）」を審査の結果、討論はなく、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

次に、特別会計及び企業会計補正予算の概要について申し上げます。

議案第５２号「令和５年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）」は、電算システム改修費や基金積立金などで６５５万６，０００円を増額補正。

議案第５３号「令和５年度若狭町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）」は、福井県後期高齢者医療広域連合への納付金で３万７，０００円を増額補正。

議案第５４号「令和５年度若狭町直営診療所特別会計補正予算（第１号）」は、基金積立金で２，０８１万１，０００円を増額補正。

議案第５５号「令和５年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第１号）」は、基金積立金や前年度精算による返還金などで１億２，８２１万４，０００円を増額補正。

議案第５６号「令和５年度若狭町農業者労働災害共済事業特別会計補正予算（第１号）」は、災害補償費と基金積立金で３５４万７，０００円を増額補正。

議案第５７号「令和５年度若狭町営住宅等特別会計補正予算（第１号）」は、基金積立金で１，０６３万円を増額補正。

議案第５８号「令和５年度若狭町土地開発事業特別会計補正予算（第１号）」は、土地買戻し費用で８４８万円の増額補正。

議案第５９号「令和５年度若狭町水道事業会計補正予算（第１号）」は、配水施設改良費で３，７２７万円を増額補正。

議案第６０号「令和５年度若狭町下水道事業会計補正予算（第１号）」は、下水道施設改良費で１，８４３万６，０００円を増額補正するものです。

次に、審査の過程における主な質疑を申し上げます。

土地開発事業特別会計関連では、

問、買い戻した土地の再販価格はどのように考えているのか。

答、再販価格については、買い戻した価格と同様と考えているが、周辺の下落率なども考え設定する。

全ての審査を終了し、議案第５２号「令和５年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）」から議案第６０号「令和５年度若狭町下水道事業会計補正予算（第１号）」までの９議案、それぞれ討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、全議案、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

以上、本委員会の審査の過程と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（辻岡正和君）

以上で委員長報告が終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、議案第50号「若狭町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第50号「若狭町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（辻岡正和君）

起立全員です。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第51号「令和5年度若狭町一般会計補正予算（第3号）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第51号「令和5年度若狭町一般会計補正予算（第3号）」、本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（辻岡正和君）

起立全員です。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第52号「令和5年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(辻岡正和君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第52号「令和5年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」、本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(辻岡正和君)

起立全員です。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第53号「令和5年度若狭町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(辻岡正和君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第53号「令和5年度若狭町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」、本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(辻岡正和君)

起立全員です。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第54号「令和5年度若狭町直営診療所特別会計補正予算(第1号)」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(辻岡正和君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決をします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第５４号「令和５年度若狭町直営診療所特別会計補正予算（第１号）」、本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（辻岡正和君）

起立全員です。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第５５号「令和５年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第１号）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第５５号「令和５年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第１号）」、本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（辻岡正和君）

起立全員です。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第５６号「令和５年度若狭町農業者労働災害共済事業特別会計補正予算（第１号）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第５６号「令和５年度若狭町農業者労働災害共済事業特別会計補正予算（第１号）」、本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（辻岡正和君）

起立全員です。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第５７号「令和５年度若狭町営住宅等特別会計補正予算（第１号）」に対

する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(辻岡正和君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第57号「令和5年度若狭町営住宅等特別会計補正予算(第1号)」、本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長(辻岡正和君)

起立全員です。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第58号「令和5年度若狭町土地開発事業特別会計補正予算(第1号)」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(辻岡正和君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第58号「令和5年度若狭町土地開発事業特別会計補正予算(第1号)」、本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長(辻岡正和君)

起立全員です。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第59号「令和5年度若狭町水道事業会計補正予算(第1号)」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(辻岡正和君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第59号「令和5年度若狭町水道事業会計補正予算（第1号）」、本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（辻岡正和君）

起立全員です。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第60号「令和5年度若狭町下水道事業会計補正予算（第1号）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第60号「令和5年度若狭町下水道事業会計補正予算（第1号）」、本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（辻岡正和君）

起立全員です。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第61号「町道路線の変更について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第61号「町道路線の変更について」、本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（辻岡正和君）

起立全員です。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、請願第2号「健康保険証を持ってない人」をつくり出す健康保険証廃止の中止

を求める請願」に対する討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

13番、北原武道君。

○13番（北原武道君）

委員長報告に反対、請願に賛成という討論を行います。

現在、全ての国民は健康保険証を所持しており、これを使って医療を受けています。ただし、マイナンバーカードを健康保険証として使うこともできます。マイナ保険証というふうに言われていますが。

6月2日、マイナンバー法が改正される等により、将来、健康保険証を廃止し、マイナ保険証に一本化することが決定されました。

この国会審議の中で、マイナ保険証を持たない人が出ること等が問題となり、マイナンバーカードを持たない人には資格確認書を発行することが決まりました。しかし、資格確認書について、詳しいことはまだ決まっています。

本請願は、「健康保険証の廃止」を実施しないことを求めるものであります。

8月4日夜、岸田首相は、健康保険証廃止の方針に関して記者会見を行いました。

翌日の「県民福井」は、「『撤回』の声なぜ届かぬ」と題して、「論説」を掲載しています。

紹介いたします。

現行の健康保険証を来年秋に廃止し、マイナンバーカードと一体のマイナ保険証に一本化する政府方針は当面維持し、マイナ保険証を持たない人全員に最長5年間、有効な資格確認書を交付する。岸田文雄首相が記者会見で表明した。

現行保険証を廃止せず、これまでどおりマイナ保険証と併用すれば、資格確認書は不要であるにもかかわらず、現行保険証の廃止に固執するのは合理性を欠く。廃止方針を直ちに撤回するよう求める。

資格確認書は、当初、本人の申請に基づいて交付され、有効期限も1年以内とされていた。しかし、マイナ保険証の誤登録や個人情報の露出など国民の不安が高まったため、政府は申請がなくても交付する「プッシュ型」に変え、有効期限も延ばして現行保険証の廃止方針を維持しようとしている。

ただ、確認書発行には100億円以上の費用と膨大な事務作業が必要だ。現行保険証に不自由はなく、共同通信の世論調査では、76%が廃止の「撤回か延期」を求める。

首相は、会見で、今秋までの点検・修正作業次第では、廃止時期の延期に含みを持たせたが、方針変更を言明しないのは、政権のメンツと調整不足が要因だ、国民の思いは

なぜ届かないのか。

政府はマイナカードの利便性や個人情報の保護について国民に十分説明し、理解を得る代わりにマイナポイント付与という手法で強引に普及を図った。現行保険証を廃止することで、事実上、取得を強制している。「カード取得は任意」が原則でなかったのか。

河野太郎デジタル相は、マイナ保険証の利点として、高額医療費の上限確認が窓口で可能になり、一時的な立て替えが不要と説明しているが、オンラインでの資格確認ができる医療機関なら、現行保険証でも上限確認は可能だ。

認知症の人々を対象に暗証番号のないマイナカードの製作も検討されているが、これも現行保険証を残しさえすれば必要ない。

現行保険証の廃止とマイナ保険証への一本化は、経済界が政府に要求したことだが、保険証の廃止は国民の生命に関わる。

政府がいくらマイナ保険証の利点を強調しても、「誇大広告」であることを国民は見抜いている。

首相は、現行保険証の来秋廃止の撤回や延期を求める国民の声に誠実に耳を傾けたらどうか。「聞く力」が残っているならの話だが。

以上でございます。

追加して述べたいこともありますけれども、割愛いたします。

私は、本請願、採択すべきであると思います。

ありがとうございました。

○議長（辻岡正和君）

次に、原案に反対者の討論を許します。

12番、今井富雄君。

○12番（今井富雄君）

議長の許可をいただきましたので、ただいま上程中の請願第2号「「健康保険証を持ってない人」をつくり出す健康保険証廃止の中止を求める請願」に対する反対の立場を表明させていただきます。

この請願は、マイナンバーカードと健康保険証との一体化の廃止を政府に求めることに賛同してくださいという内容でございます。

確かに現行のマイナンバーカードに関しましては、これまで本人のデータやひもつきデータに誤りが発見されるなど不整合な事象が検出され、大きな話題となってきました。この請願では、そのことを取り上げて、このシステムは「健康保険証を持ってない人」をつくり出すという根拠が明確でない憶測論で請願を正当化していると言っても過言では

ないと思っております。

世界に誇れる国民皆保険制度、その能力を有する私たちの国が、国民のさらなる利便性を追求し、デジタルトランスフォーメーションの一環として編み出されたマイナンバーカードの活用、現行システムから見えてきた不整合事例は確かに国民の不安が募る出来事かもしれません。しかし、今、政府関係機関では、現行システムの問題点の洗い出し作業の真っ最中でございまして、システムの改修に精力的に取り組んでおります。

先ほど北原議員からも紹介がありましたけれども、例えば、先月 8 月 4 日の記者会見で、岸田総理は、マイナンバーカードを持ってない人には資格確認書を準備するとして、マイナンバーカードを持ってない人が確認された場合の健康保険証対応を発表されております。

来る来年 2024 年の秋、現在の健康保険証が廃止されるまでには、さらに利便性と信頼性が高くなった世界に誇れるマイナンバーカードシステムが構築され、ほとんどの国民が手軽に用いることができるマイナンバーカードになると確信をしております。

さらに申し上げたいことは、請願書の表現では、国民皆保険制度の根幹を揺るがす大問題とか、マイナンバーカードの利用を国民に強制する改正案であるといった思想的な断言文を用いられていますが、民主主義国家である私たちの国にあっては、この断言文は根拠に乏しい、また当てはまらない表現でございます。

SDGs、誰一人取り残さない持続可能なよりよい社会の実現という、世界共通の目標達成に向けて取り組んでいる私たちの国には当てはまらない文言を用いた請願内容であるとし、請願第 2 号「「健康保険証を持ってない人」をつくり出す健康保険証廃止の中止を求める請願」に反対いたしますので、議員各位におかれましては、国民ファーストの日本政府の進め方を信じていただき、私の反対討論に御賛同いただきますようお願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長（辻岡正和君）

次に、原案に賛成者の討論はありませんか。

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本請願に対する委員長報告は不採択であります。

請願第 2 号「「健康保険証を持ってない人」をつくり出す健康保険証廃止の中止を求め

る請願」を採択することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立少数〕

○議長（辻岡正和君）

起立少数です。したがって、請願第2号は不採択とすることに決定しました。

～日程第17 議員派遣報告及び議員派遣について～

○議長（辻岡正和君）

次に、日程第17「議員派遣報告及び議員派遣について」を議題とします。

お諮りします。本件につきましては、お手元に配布したとおり報告し、また派遣することにしたと思います。

なお、緊急を要する場合は、議長において決定いたしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

異議なしと認めます。

よって、本件については、お手元に配付のとおり報告し、また派遣することに決定しました。

以上で、本定例会に付議された案件の審議は全て終了しました。

これをもって、令和5年第5回若狭町議会定例会を閉会します。

閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は、8月29日の開会以来、本日まで23日間にわたり、提案されました令和5年度一般会計、特別会計及び企業会計決算の認定をはじめ、令和4年度各会計補正予算や条例の改正など重要議案につきまして、終始熱心に、かつ慎重に審議をいただき、本日ここに、その全議案の審査を終え、無事閉会の運びとなりました。

9月も半ばを過ぎ、猛暑の夏も幾分弱まったように思いますが、このような中、議員各位におかれましては、地域の活性化のために御尽力賜りますようお願いを申し上げますとともに、理事者各位におかれましても、健康管理に十分留意され、本定例会において可決されました諸議案の執行に際し、住民福祉向上のため、なお一層の努力を払われるよう希望するものであります。

終わりに、本定例会に賜りました議員、理事者各位の協力に対し、心より厚くお礼申し上げます。閉会の言葉といたします。ありがとうございました。

町長より、閉会の挨拶があります。

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

閉会に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

本定例会におきましては、令和４年度決算に基づく報告、令和４年度決算の認定、条例の一部改正、令和５年度補正予算に関する案件などについて御審議をいただきました。

議員の皆様方には、御提案させていただきました議案に対し、本会議並びに各常任委員会において、慎重に御審議をいただき、妥当なる御決議を賜り、誠にありがとうございます。

議員の皆様方からいただきました御意見、御指導につきましても、今後の町政運営に十分留意してまいりたいと考えております。

さて、待ちに待った北陸新幹線敦賀開業が令和６年３月１６日に決定されました。１９７３年の整備計画決定から半世紀を経て、首都圏と福井県が直結されることとなり、観光やビジネスなど交流人口の拡大がさらに期待されるところであります。

若狭町におきましても、若狭アドベンチャーツーリズム整備事業で整備を進めておりました河内お花見広場キャンプ施設「山座熊川」が、１０月１５日にオープンを迎える運びとなりました。北陸新幹線敦賀開業に向け、観光地の更なる磨き上げを図ってまいります。

また、舞鶴若狭自動車道につきましても、来月２９日に東舞鶴ＩＣから大飯高浜ＩＣの一部区間ではありますが、福井県内区間で初めて４車線化工事が着工されることとなりました。

今後とも福井県や沿線市町と協力をしながら、早期の全線４車線化に向けて国や関係機関にも働きかけを行ってまいります。

結びに、議員各位におかれましては、健康に十分御留意いただき、更なる町政発展のためにますます御活躍いただきますよう御祈念申し上げまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

（午後０時０８分閉会）